

令和2年8月28日
茨城県警察本部

国費契約等の手続における押印等の省略について

この度、国費契約等の手続において、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品又は役務の完了を確認する書面

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

3 本件取扱開始日

本取扱いは、令和2年9月1日以降の調達案件について運用開始とします。
その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

4 その他

国費契約とは、

1 (1)、(2)及び(4)に掲げる書類の宛名が「支出負担行為担当官」のもの

1 (3)に掲げる書類の宛名が「官署支出官」のもの

となります。

本件に関する連絡先

茨城県警察本部警務部会計課調度係（物品・役務）

茨城県警察本部警務部装備施設課管財係（工事・役務）

電話：029-301-0110